

# 職業教育研究開発センター研究支援委員会規程

## (設置)

**第1条** この規程は、職業教育研究開発センター運営規程第8条(専門委員会)及び知的財産取扱規程第6条(知的財産審査部会の設置)にもとづき、職業教育研究開発センター研究支援委員会に関する必要な事項を定める。

## (委員会の任務)

**第2条** 委員会は、敬心学園グループの教職員及び職業教育研究開発センター研究員等の研究活動の促進を図るため、別に定める以下の規程にもとづき、審査や評価を行う。

- (1) 別に定める「職業教育研究開発センター研究倫理規程」にもとづき、研究の実施計画等の研究倫理に関する適否その他の事項について審査を行う。(以下「研究倫理審査」という。)
- (2) 別に定める「職業教育研究開発センター研究審査細則」及び「職業教育研究開発センター研究評価細則」にもとづき、敬心・研究プロジェクト(敬心学園公募研究支援)に関し、採択に向けた審査や研究後の評価を行う。(以下「研究審査・評価」という。)
- (3) 別に定める「知的財産取扱規程」第7条(部会の職務)にもとづき、知的財産審査部会として、敬心学園グループ(除く東京保健医療専門職大学)における知的財産活動に関する重要事項及び職務発明等の取扱いなどの審査を行う。なお、その取扱いについては「知的財産取扱規程」に定める。

## (委員会の構成)

**第3条** 委員会は、次の委員をもって構成する。原則として修士号以上の学位を有する者とする。

- (1) 職業教育研究開発センターセンター長
- (2) 本学園各校より各々1名以上
  - ・日本医学柔整鍼灸専門学校
  - ・日本福祉教育専門学校
  - ・日本リハビリテーション専門学校
  - ・日本児童教育専門学校
  - ・東京保健医療専門職大学

(3) その他外部の有識者若干名

- 2 委員の任期は原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長をおく。委員長は委員の互選とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。
- 3 委員長は、必要に応じて、審査や評価の専門的学識を有する者をオブザーバーに指名し、委員会への出席を求めることができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。また、委員長に事故あるとき及び委員長が議事にあたることができないうきに、その職務を代行する。

## (委員会の開催、成立及び議決要件)

**第5条** 委員会は4月又は5月、9月又は10月の年2回開催をする。なお委員長が必要と認めた場合は臨時開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数(委任状による出席を含む)が出席することをもって成立し、審査や評価の判定等は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員は、自らが研究代表者及び共同研究者または研究協力者となる研究にかかる審査や評価に加わることができない。ただし、委員会の同意を得た場合はこの限りではない。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査、評価のための意見等を聴取することができる。

## (手続き等)

**第6条** それぞれの審査、評価は、以下の手続きのもとで実施する。

### (1) 研究倫理審査

研究計画等の倫理審査を希望する研究者(以下「申請者」という)は、所定の「研究倫理審査申請書」(様式第1号・様式第2号)等を事前に委員長に提出する。

(2) 研究審査

敬心・研究プロジェクト（敬心学園公募研究支援）へ申請を希望する者（以下「申請者」という。）は、研究計画書並びに所定の申請書（様式第3号）を作成し、事前に委員長に提出する。

(3) 研究評価

定められた研究事業終了後には、評価のために、所定の「研究評価票」（様式第4号）及び研究活動報告書などを事前に委員長に提出する。

(4) 知的財産取扱

研究成果としての職務発明等については、所定の発明等届出書に基づき、発明者は理事長にし、これを委員長に付託する。

2 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査や評価の議論に参加することはできない。

**（審査、評価の判定）**

**第7条** それぞれの審査や評価の判定は、次のいずれかとする。

(1) 研究論理審査

- A 承認
- B 条件付き承認
- C 保留（継続審査）
- D 不承認
- E 非該当

(2) 研究審査

- A 採択
- B 修正後、採択
- C 保留（再申請指示）
- D 不採択

(3) 研究評価

- A 承認
- B 修正後、承認
- C 保留（追評価指示）

(4) 知的財産取扱

- A 職務発明等に合致し、特許等を受ける権利を承継する（ただし、持ち分、出願手続き、技術評価、市場評価、報奨金等については別に判断する）
- B 職務発明等に合致するが、特許等を受ける権利は承継しない
- C 職務発明に合致しない

**（研究倫理審査手続きの省略）**

**第8条** 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため研究倫理審査手続

きを簡略化することができる。

- (1) 申請中の研究計画等の軽微な変更に係わる審査
- (2) 委員会において承認済みの研究計画等に準じた研究計画等に係わる審査

- (3) 対象者に対する日常生活で被る身体的又は心理的若しくは社会的危害の可能性の限度を超えない範囲の危険であって、社会的に供される種類の最小限の危険を含まない研究計画等に係わる審査

2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行い、その判定は両名の合意により決する。

3 前項に規定する審査結果は、当該審査を行った委員を除くすべての委員に報告する。

4 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」及び「非該当」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付したうえで再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

**（審査結果、評価結果）**

**第9条** 委員長は、審査や評価の結果を速やかに申請者に通知するとともに、職業教育研究開発センター運営委員会へ報告する。

2 委員長は、職業教育研究開発センター運営委員会の請求があった場合には、審査や評価状況の報告を行わなければならない。

3 申請者は、判定内容に疑義があるときは委員会に説明を求めることができる。

**（再審査、再評価）**

**第10条** 審査や評価の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査・再評価の申請をすることができる。

2 委員会は異議の申請や申し立てがあった場合、再審査及び評価を行う。

**（研究成果の報告）**

**第11条** 敬心・研究プロジェクトを採択された者は、敬心・研究ジャーナル及び職業教育研究集会にて実施状況もしくは研究結果について報告を行う。

2 前項は、他の学会等での報告を規制するものではない。

**（研究等の変更又は休止の勧告）**

**第12条** 委員長は、研究遂行中に各委員が研究計画等の変更又は休止の意見を述べた場合には、その意見をふ

まえて研究等の変更、若しくは休止を勧告し、再調査することができる。

#### (記録の保管)

**第13条** 委員会の審査、評価に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き5年間とする。

2 前項の保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

3 保存期間の起算日は、研究の終了又は中止の日の翌日からとする。

4 記録、保存又は廃棄の手続きは適正に処理する。

#### (守秘義務)

**第14条** 委員は、申請書類などに記載のある対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を在職中及びその職を退いた後のいずれにおいても他に漏らしてはならない。

#### (委任)

**第15条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定め、委員会に報告する。

#### (改廃)

**第16条** この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、職業教育研究開発センター運営委員会の議を経て経営執行会議及び理事会に上程し、承認を経て理事長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、令和6年5月20日に制定、同日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)